

貸付細則第6条（貸付条件）の理事長の定め

貸付利率は年3%とする。

ただし、当分の間、全国協会が基準とする財政融資資金の貸付金利が年0.7%以上3.3%未満の場合には、当該貸付金利から0.3%を減じた率、当該貸付金利が年0.3%以上0.7%未満の場合には、年0.3%とし、当該貸付金利が年0.3%未満の場合には、当該貸付金利と同率とする。なお、同資金の貸付金利が次の表の貸付期間別に定める貸付利率未満の場合には、上記の規定にかかわらず、当該貸付利率とする。

貸付期間	貸付利率
10年以下	年0.10%
12年	年0.11%
15年	年0.14%
20年	年0.18%